

羽生市特定健康診査等実施計画を策定

羽生市が、国民健康保険の保険者として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群の減少を図るため、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導を実施いたします。実施するにあたり、具体的な方針等について「特定健康診査等実施計画」を策定しましたので、概要をお知らせいたします。なお、計画書は市役所、図書館、各公民館等に配置し、市ホームページに掲載しております。

問い合わせ：保健医療課 国保年金係（内線 171～173）

計画策定にあたって

● 計画策定の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、40歳以上75歳未満の被保険者を対象とした、特定健康診査及び特定保健指導が、各医療保険者に義務付けられたことから、羽生市国民健康保険においても、事業の円滑な推進を図るため、国の基本指針に即し、糖尿病等の生活習慣病予防に重点を置いた「特定健康診査等実施計画」を策定したものです。

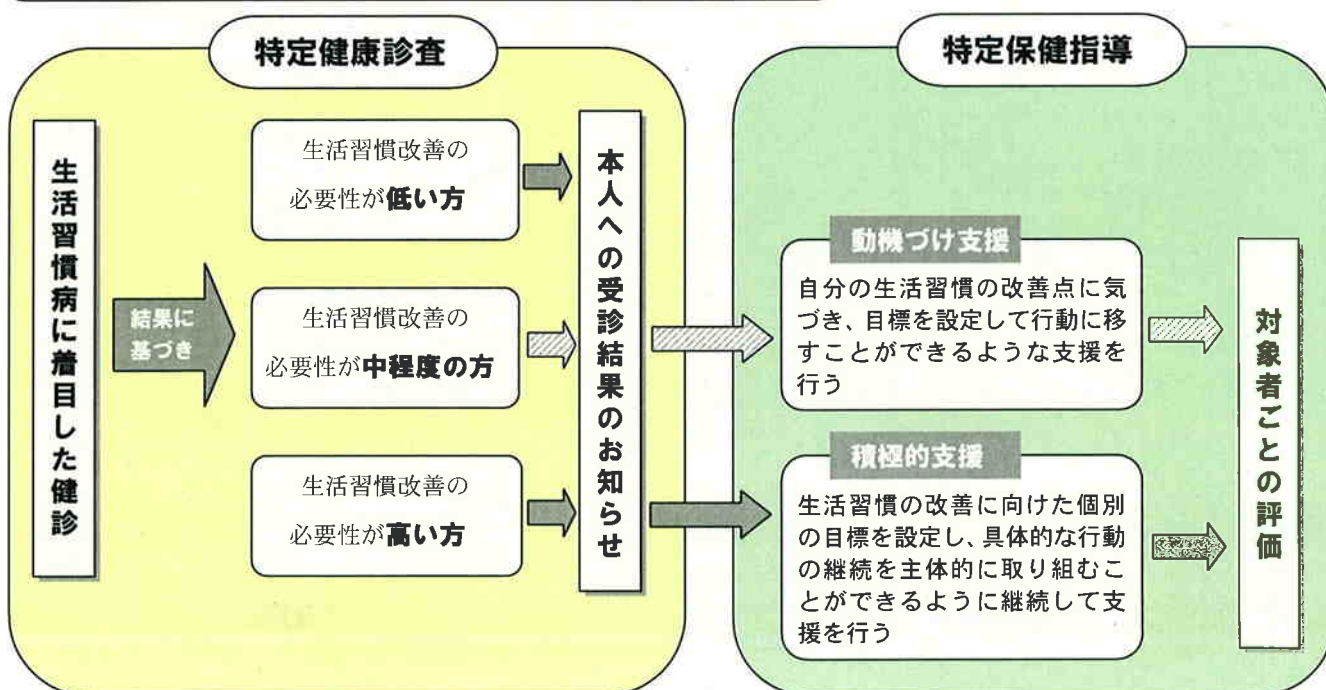
● 計画の位置づけ

「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条の規定による特定健康診査等実施計画です。

● 計画の期間

実施計画は5年を1期とします。第1期は平成20年度から24年度までの5年間とし、5年ごとに見直しを行います。

特定健康診査と特定保健指導の流れ



実施目標値

厚生労働大臣が定めた特定健康診査等基本指針を踏まえ、本計画の実施により、平成24年度までに特定健康診査実施率を65%、特定保健指導実施率を45%とし、また、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の10%減少を目標とします。

○達成目標値

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度 (国の目標値)
特定健康診査受診率	35%	40%	45%	55%	65%	65%
特定保健指導実施率	20%	25%	30%	40%	45%	45%
内臓脂肪症候群の 該当者・予備群の減少率	—	—	—	—	10%減少	10%減少

○特定健康診査等の実施者数（推計）

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特定健康診査		3,974人	4,582人	5,198人	6,412人	7,650人
特定保健 指導	動機づけ支援	123人	178人	243人	400人	537人
	積極的支援	66人	95人	129人	211人	283人

実施方法

● 実施場所

- 特定健康診査 …… 市内委託医療機関
- 特定保健指導 …… 羽生市保健センター

● 実施期間

- 特定健康診査 …… 6月～12月
- 特定保健指導 …… 特定健康診査が終了した概ね翌々月から随時実施

● 実施項目

1. 特定健康診査

区分	項目
基本的な健診項目	① 質問（問診） ② 身体計測（身長、体重、腹囲、肥満度） ③ 理学的所見（身体診察）④ 血圧測定 ⑤ 血中脂質検査（中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール） ⑥ 肝機能検査（AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)) ⑦ 血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビンA1c） ⑧ 尿検査（尿糖、尿蛋白） ⑨ 市独自項目（クレアチニン、尿酸）
詳細な健診項目	① 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数） ② 心電図検査 ③ 眼底検査 ※ 前年度の特定健康診査等の結果や医師の判断による健診項目

2. 特定保健指導

区分	対象者	内容
情報提供	特定健康診査受診者全員	対象者が自らの身体状況を認識するとともに、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健診結果の提供にあわせて、生活習慣病予防のための情報を提供する。
動機づけ支援	① 腹囲が男性 85 cm、女性 90 cm以上で、血糖・脂質・血圧のうち1つが基準値を超え、喫煙歴なしの者 ② 腹囲が基準値に満たない場合でもBMIが25以上で、血糖・脂質・血圧のうち1つが基準値を超えている者又は2つが基準値を超え、喫煙歴なしの者	対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになることを目的とする。保健師等専門職員の面接による指導の下に行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取り組みに係る動機づけ支援を行う。また、上記指導を行った者が、行動計画の実績評価を行う。
積極的支援	① 腹囲が男性 85 cm、女性 90 cm以上で、血糖・脂質・血圧のうち2つが基準値を超えている者又は、1つが基準値を超え、喫煙歴ありの者 ② 腹囲が基準値に満たない場合でもBMIが25以上で、血糖・脂質・血圧のうち2つ以上が基準値を超え喫煙歴のある者 ③ 腹囲が基準値に満たない場合でもBMIが25以上で、血糖・脂質・血圧の3つ全てが基準値を超える者	対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになることを目的とする。保健師等専門職員の面接による指導の下に行動計画を策定し、対象者が生活習慣の改善のために主体的に取り組むことができるように継続して支援を行う。また、上記指導を行った者が、行動計画の進捗状況評価と実績評価を行う。

※ 前期高齢者（65歳以上75歳未満）については、積極的支援の対象となった場合でも動機づけ支援とする。

※ 治療中の場合は保健指導の対象者から除く。

● 実施方法

区 分	内 容
① 受診券及び利用券の発行	健診対象者全員に受診券を郵送します。 保健指導該当者には利用券を郵送します。
② 特定健康診査の実施	羽生市医師会に委託し、個別健診にて実施します。 自己負担額は1,000円とします。
③ 特定保健指導の実施	市の保健師等が、該当者に支援を行います。 自己負担額は無料とします。
④ 周知及び案内	広報やホームページ等に掲載し、周知します。